

31消安第586号
令和元年5月7日

一般社団法人 全国植物検疫協会
事務局長 君島 悅夫 殿

農林水産省消費・安全局
植物防疫課長 松岡 謙二

「リスク管理情報に基づく輸入検査対応について（線虫2種及び病菌6種）」
の別紙の更新について

日頃より植物検疫に対するご理解ご協力いただき感謝申し上げます。

植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）別表一の二及び別表二の二の対象となる線虫2種及び病菌6種について、我が国への侵入を防止するため、規則改正までの当面の措置として、「リスク管理情報に基づく輸入検査対応について（線虫2種及び病菌6種）」（平成30年12月10日付け30消安第4164号植物防疫課長通知）により、輸入検査時の暫定的な措置を開始したところです。

今般、規則別表二の二の二十一の*Pseudomonas syringae* pv. *actinidiae* biovar3（以下「Psa3」という。）の対象植物にしまさるなしを追加する必要が生じました。

については、Psa3の我が国への侵入を防止するため、規則改正までの当面の措置として、輸入検査に当たっては、別紙の措置を実施することとしますので、お知らせします。

また、*Xylella fastidiosa*及びジャガイモやせいもウイロイド（*Potato spindle tuber viroid*）については、より効率的な検査方法のため、別紙のとおり、検査方法を見直しました。

上記措置については、次期規則改正の施行日まで実施することとしておりますので、ご理解ご協力をお願いします。

輸入検査において規則改正までの当面の措置として実施する内容

検疫有害動植物	地域	植物	検査方法
バナナネモグ リセンチュウ (<i>Radopholus similis</i>)	中華人民共和国	規則別表一の二の七の項に掲げる植物及びアヌビアス属 (<i>Anubias spp.</i>) の地下部であって栽培の用に供するもの。	輸入植物検疫規程別表第一に規定する検査数量について、植物検疫における植物寄生性線虫の同定指標（線虫識別 - 20）に基づき、地下部を検査し、変色等の異常が認められた場合は、ベルマン法を実施する。線虫が検出された場合は、検鏡により形態観察を行う。また、必要に応じて PCR 法を実施する。また、アヌビアス属の検査に当たっては、「 <i>Anubias</i> 属の線虫寄生部位」（参考資料 1）に留意すること。
	規則別表一の二の七の項に掲げる国又は地域	アヌビアス属 (<i>Anubias spp.</i>) の地下部であって栽培の用に供するもの。	
<i>Meloidogyne enterolobii</i>	台湾、ケニア、ニジェール共和国及びナイジェリア	規則別表一の二の八の項に掲げる植物並びにバオバブ (<i>Adansonia digitata</i>) 、ヒロセレウス属 (<i>Hylocereus</i> 属) 、ビルソニマ・キドニーフォリア (<i>Byrsonima cydoniifolia</i>) 、なんごくいぬほおづき (<i>Solanum scabrum</i>) 、ステノケレウス・クエレタロエンシス (<i>Stenocereus queretaroensis</i>) 、シロギニアヤム (<i>Dioscorea rotundata</i>) 及びしょうが (<i>Zingiber officinale</i>) の地下部であって栽培の用に供するもの。	輸入植物検疫規程別表第一に規定する検査数量について、植物検疫における植物寄生性線虫の同定指標（線虫識別 - 29 及び 39）に基づき、地下部を検査し、地下部にこぶ (gall) 又はこぶと疑われる部位（以下「こぶ」という。）が認められた場合は、以下の対応を実施する。 (1) 実体顕微鏡下でこぶの切開を行い、 <i>Meloidogyne</i> 属雌成虫の存在の有無を確認。 (2) 地下部及び培養資材を対象にベルマン法を実施。 (3) (1) 又は (2) の結果、 <i>Meloidogyne</i> 属の線虫が検出された場合は、検鏡により形態観察を行う。また、必要に応じて PCR 法を実施する。
	規則別表一の二の八	バオバブ (<i>Adansonia digitata</i>) 、ヒロセ	

	の項に掲げる国又は地域	レウス属 (<i>Hylocereus</i> 属)、ビルソニマ・キドニーフォリア (<i>Byrsonima cydoniifolia</i>)、なんごくいぬほおづき (<i>Solanum scabrum</i>)、ステノケレウス・クエレタロエンシス (<i>Stenocereus queretaroensis</i>)、シロギニアヤム (<i>Dioscorea rotundata</i>) 及びしょうが (<i>Zingiber officinale</i>) の地下部であって栽培の用に供するもの。	
<i>Phytophthora kernoviae</i>	チリ	規則別表一の二の十一の項に掲げる植物の生植物（種子及び果実を除く。）であって栽培の用に供するもの。	輸入植物検疫規程別表第一に規定する検査数量について、検査を行い、症状（葉枯れ等）又は症状の疑いがあるものを発見した場合は、「 <i>Phytophthora ramorum</i> 及び <i>Phytophthora kernoviae</i> のLAMP法による検出」（岐阜大学作成）（参考資料2）に基づき、LAMP法を実施する。
<i>Phytophthora ramorum</i>	ルクセンブルク及びポルトガル	規則別表一の二の十二の項に掲げる植物の生植物（種子及び果実を除く。）であって栽培の用に供するもの。	輸入植物検疫規程別表第一に規定する検査数量について、検査を行い、症状（暗緑色のえそ斑や水浸等）又は症状の疑いがあるものを発見した場合は、「スイカ果実汚斑細菌病種子の栽培検定プロトコール〈那覇版〉」（平成27年6月修正）（参考資料3）に基づき、イムノクロマト法を実施し、
スイカ果実汚斑細菌病菌 (<i>Acidovorax avenae</i> subsp. <i>citrulli</i>)	韓国及び規則別表二の二の十九の項に掲げる国又は地域	規則別表二の二の十九の項に掲げる植物の生植物（種子及び果実を除く。）であって栽培の用に供するもの。	輸入植物検疫規程別表第一に規定する検査数量について、検査を行い、症状（暗緑色のえそ斑や水浸等）又は症状の疑いがあるものを発見した場合は、「スイカ果実汚斑細菌病種子の栽培検定プロトコール〈那覇版〉」（平成27年6月修正）（参考資料3）に基づき、イムノクロマト法を実施し、

			擬陽性又は陽性を示した場合、LAMP法を実施する。
<i>Pseudomonas syringae</i> pv. <i>actinidiae</i> biovar3 (Psa3)	規則別表二の二の二十一項に掲げる国又は地域	しまさるなし (<i>Actinidia rufa</i>) の生植物(種子及び果実を除き、花粉を含む。)であって栽培の用に供するもの	<p>(1) 花粉について 輸入植物検疫規程別表第一に規定する検査数量について、「花粉からのキウイフルーツかいよう病菌 biovar3 の検定方法〈第8版〉」(平成29年12月19日付け調査研究部病菌担当)(参考資料4)に基づき、PCR法を実施する。</p> <p>(2) 花粉以外の生植物について 輸入植物検疫規程別表第一に規定する検査数量について、「キウイフルーツかいよう病のPsa3系統の防除対策マニュアル(暫定版)」の改訂について」(平成30年5月22日第3版)(平成30年5月22日付け30消安第892号)(参考資料5)に基づき、検査を行い、症状の疑いのあるものを発見した場合は、「無病徴輸入苗からのPsaの検出方法」(平成26年12月5日調査研究所部病菌担当)(参考資料6)に基づき、PCR法を実施する。</p>
<i>Xylella fastidiosa</i>	スペイン	「 <i>Xylella fastidiosa</i> を対象とした暫定的な措置の対象となる植物」(参考資料7)の植物及び規則別表二の二の二十三項に掲げる植物の生植物(種子及び果実を除く。)であって栽培の用に供するもの。	輸入植物検疫規程別表第一に規定する検査数量について、検査を行い、症状(葉枯れ、枝枯れ、枝幹根断面導管部におけるゴム状物質の形成等)の疑いのあるものを発見した場合は、「輸入植物の隔離栽培検査を効率化する遺伝子診断マニュアル(ファイトプラズマ・キシレラ編) レギュラトリーサイエ

	規則別表二の二の二十三項に掲げる国又は地域	参考資料7の植物の生植物（種子及び果実を除く。）であって栽培の用に供するもの。	シス新技術開発事業成果（RS2508）」（国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構（農研機構））（参考資料8）に基づき、リアルタイムPCR法、又は「 <i>Xylella fastidiosa</i> を対象としたPCR法について」（参考資料9）に基づき、PCR法を実施する。
ジャガイモや せいもウイロ イド（ <i>Potato spindle tuber viroid</i> ）	スペイン及びメキシコ	規則別表二の二の二十四項に掲げる植物の種子であって栽培の用に供するもの及び生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供し得るもの。	<p>(1) 種子について</p> <p>輸入植物検疫規程別表第一に規定する検査数量について、検査単位ごとに種子（試験研究用（品種改良用を含む。）及び商業用に輸入されるものに限る。）400粒について、「輸出種子検定プロトコル ナス科種子からのポスピウイロイド（8種）包括的検出プロトコル（リアルタイム RT-PCR 法）」（平成30年5月11日付け調査研究部病菌担当第1版）（参考資料10）に基づき、リアルタイム RT-PCR 法、又は「平成31年度遺伝子診断法検査に係る検査実施標準作業書」（横浜植物防疫所）（参考資料11）に基づき、RT-PCR 法を実施する。</p> <p>(2) 苗について</p> <p>輸入植物検疫規程別表第一に規定する検査数量について、検査を行い、検査単位ごとに1%の苗から若葉（最低1葉）をサンプリングし、針刺し法により汁液採取後、参考資料10に基づき、リアルタイム RT-PCR 法、又は参考資料11に基づき、RT-PCR 法を実施する。</p>

<i>Pepino mosaic virus</i>	トルコ及びモロッコ	<p>規則別表二の二の二十五項に掲げる植物の種子であって栽培の用に供するもの、並びにめぼうき (<i>Ocimum basilicum</i>) 及び規則別表二の二の二十五項に掲げる植物の生植物（種子及び果実を除く。）であって栽培の用に供し得るもの。</p> <p>なお、青果物として輸入されるめぼうきは、対象に含まれないこととする。</p>	<p>(1) 種子について</p> <p>輸入植物検疫規程別表第一に規定する検査数量について、検査単位ごとに種子（試験研究用（品種改良用を含む。）及び商業用に輸入されるものに限る。）400 粒について、「IV RT-PCR 法を用いたトマト種子及び生植物（多検体）からの <i>Pepino mosaic virus</i> (PepMV) の検出に係る精密検定プロトコールの妥当性確認試験」（業務部種苗担当 LMO 分析チーム）（参考資料 12）に基づき、RT-PCR 法を実施する。</p> <p>(2) 苗について</p> <p>輸入植物検疫規程別表第一に規定する検査数量について、検査を行い、検査単位ごとに 1 % の苗から若葉（最低 1 葉）をサンプリングし、参考資料 12 に基づき、RT-PCR 法を実施する。</p>
	規則別表二の二の二十五項に掲げる国又は地域	<p>めぼうき (<i>Ocimum basilicum</i>) の生植物（種子及び果実を除く。）であって栽培の用に供し得るもの。</p> <p>なお、青果物として輸入されるめぼうきは、対象に含まれないこととする。</p>	

(別紙) 輸入検査において規則改正までの当面の措置として実施する内容（平成 30 年 12 月 10 日付け 30 消安第 4164 号消費・安全局植物防疫課長通知）一部改正新旧対象表（下線の部分は改正部分）

改正後				現 行			
検疫有害動植物	地域	植物	検査方法	検疫有害動植物	地域	植物	検査方法
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>Pseudomonas</u> <u>syringae</u> pv. <u>actinidiae</u> <u>biovar3</u> (Psa3)	規則別表 二の二の 二十一項 に掲げる 国又は地 域	しまさる な (Actinidi a rufa) の 生植物（種 子及び果 実を除き、 花粉を含 む。) であ って栽培 の用に供 するもの	(1) 花粉について 輸入植物検疫規程別表第一に規定する検査数量について、「花粉からのキウイフルーツかいよう病菌 biovar3 の検定方法（第8版）」（平成 29 年 12 月 19 日付け調査研究部病菌担当）（参考資料 4）に基づき、PCR 法を実施する。 (2) 花粉以外の生植物について 輸入植物検疫規程別表第一に規定する検査数量について、「「キウイフルーツかいよう病の Psa3 系統の防除対策マニュアル（暫定版）」の改訂について」（平成 30 年 5 月 22 日第 3 版） (平成 30 年 5 月 22 日付け	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

			<p><u>30 消安第 892 号) (参考資料 5) に基づき、検査を行い、症状の疑いのあるものを発見した場合は、「無病徴輸入苗からの Psa の検出方法」(平成 26 年 12 月 5 日調査研究所部病菌担当)</u> (参考資料 6) に基づき、PCR 法を実施する。</p>			
<i>Xylella fastidiosa</i>	(略)	「 <i>Xylella fastidiosa</i> を対象とした暫定的な措置の対象となる植物」(参考資料 7) の植物及び規則別表二の二十三項に掲げる植物の生植物(種子及び果実を	輸入植物検疫規程別表第一に規定する検査数量について、検査を行い、症状(葉枯れ、枝枯れ、枝幹根断面導管部におけるゴム状物質の形成等)の疑いのあるものを発見した場合は、「 <u>輸入植物の隔離栽培検査を効率化する遺伝子診断マニュアル(ファイトプラズマ・キシレラ編)</u> レギュラトリーサイエンス新技術開発事業成果(RS2508)」(国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構(農研機構))(参考資料 8) に基づき、リアルタイム PCR 法、又は「 <i>Xylella fastidiosa</i> を対象と	<i>Xylella fastidiosa</i>	(略)	「 <i>Xylella fastidiosa</i> を対象とした暫定的な措置の対象となる植物」(参考資料 4) の植物及び規則別表二の二十三項に掲げる植物の生植物(種子及

		除く。) であって栽培の用に供するもの。	<u>した PCR 法について」(参考資料 9)に基づき、PCR 法を実施する。</u>		び果実を除く。) であって栽培の用に供するもの。	
	(略)	参考資料 <u>7</u> の植物の生植物(種子及び果実を除く。) であって栽培の用に供するもの。		(略)	参考資料 <u>4</u> の植物の生植物(種子及び果実を除く。) であって栽培の用に供するもの。	
ジャガイモやせいもウイロイド (<i>Potato spindle tuber viroid</i>)	(略)	(略)	(1) 種子について <u>輸入植物検疫規程別表 第一に規定する検査数量について、</u> 検査単位ごとに種子(試験研究用(品種改良用を含む。)及び商業用に輸入されるものに限る。) 400 粒について、	ジャガイモやせいもウイロイド (<i>Potato spindle tuber viroid</i>)	(略)	(1) 種子について 検査単位ごとに栽培の用に供する種子(試験研究用(品種改良用を含む。)及び商業用に輸入されるものに限る。) 400 粒について、「ナス科種子からポスピウロイド(8種)包

(略)	(略)	<p>「<u>輸出種子検定プロトコル</u> <u>ナス科種子からのポスピウロイド（8種）</u> <u>包括的検出プロトコル</u> <u>（リアルタイム RT-PCR 法）</u>」（平成 30 年 5 月 11 日付け調査研究部病菌担当第 1 版）（参考資料 10）に基づき、リアルタイム RT-PCR 法、又は「平成 31 年度遺伝子診断法検査に係る検査実施標準作業書」（横浜植物防疫所）（参考資料 11）に基づき、RT-PCR 法を実施する。</p> <p>（2）苗について</p> <p><u>輸入植物検疫規程別表</u> <u>第一に規定する検査数量について、検査を行い、</u> <u>検査単位ごとに 1 % の苗から若葉（最低 1 葉）</u>をサンプリングし、針刺し法により汁液採取後、参考資料 10 に基づき、リアルタイム RT-PCR 法、又は参考資料 11 に基づき、</p>	(略)	(略)	<p>括的検出プロトコル（リアルタイム RT-PCR 法）」（横浜植物防疫所病菌担当作成）（参考資料 6）に基づき、リアルタイム RT-PCR 法を実施する。</p> <p>（2）苗について</p> <p><u>検査 1 件あたり抽出量の 1%（抽出量の 1% が確保できない場合は最低 1 葉）</u>の若葉をサンプリングし、針刺し法により汁液採取後、参考資料 6 に基づき、リアルタイム RT-PCR 法を実施する。</p>
-----	-----	--	-----	-----	--

			<u>RT-PCR 法を実施する。</u>				
<i>Pepino mosaic virus</i>	(略)	(略)	(1) 種子について <u>輸入植物検疫規程別表</u> <u>第一に規定する検査数量</u> <u>について、検査単位ごとに</u> 種子（試験研究用（品種改良用を含む。）及び商業用に輸入されるものに限る。）400 粒について、「IV RT-PCR 法を用いたトマト種子及び生植物（多検体）からの <i>Pepino mosaic virus</i> (PepMV) の検出に係る精密検定プロトコールの妥当性確認試験」（業務部種苗担当 LMO 分析チーム）（参考資料 12）に基づき、RT-PCR 法を実施する。 (2) 苗について <u>輸入植物検疫規程別表</u>	<i>Pepino mosaic virus</i>	(略)	(略)	(1) 種子について <u>検査単位ごとに栽培の用に供する種子</u> （試験研究用（品種改良用を含む。）及び商業用に輸入されるものに限る。）400 粒について、「RT-PCR 法を用いたトマト種子及び生植物（多検体）からの <i>Pepino mosaic virus</i> (PepMV) の検出に係る精密検定プロトコールの妥当性確認試験」（業務部種苗担当 LMO 分析チーム）（参考資料 12）に基づき、RT-PCR 法を実施する。
	(略)	(略)			(略)	(略)	(2) 苗について <u>検査 1 件あたり 1 % (抽出量の 1 %が確保できない場合は最低 1 葉)</u> の若葉（最低 1 葉）をサンプリング

		<p><u>第一に規定する検査数量について、検査を行い、検査単位ごとに 1 %の苗から若葉(最低 1 葉)をサンプリングし、参考資料 12に基づき、RT-PCR 法を実施する。</u></p>			<p>グし、参考資料 12に基づき、RT-PCR 法を実施する。</p>
--	--	--	--	--	--------------------------------------